

令和2年度 事業報告

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

2020年の世界経済は、新型コロナウイルス感染拡大により大きく影響を受けた。2008年に起きたリーマンショックは、人間が引き起こした金融システムの機能不全であり、人間の知恵により制御可能なものであったが、今回のウイルス危機は、人力では消すことが出来ない全く新しい危機だと言われている。

このような中であって日本経済は、個人消費、設備投資、雇用情勢等に悪影響が出ているが、業種により好不況の二極化がより鮮明となってきた。

奈良県においては、一部持ち直しの動きがみられるものの、観光産業の低迷、個人消費の減少、住宅着工の減少、有効求人倍率の低下、倒産企業の増加等が続き、厳しい状況となっている。

当協会が、奈良労働局登録機関として実施している各種技能講習の受講者数は、新型コロナウイルス感染拡大により、4月・5月の講習は大幅な減少となった。又、事業活動の低迷により会員事業所の退会も目立ったが、新規会員加入促進の取り組み等を行った結果、奈良支部においてこれまでになかったような会員を獲得することができた。令和2年4月1日から令和3年3月末日までの各支部の会員数の動静は下記の通りである。

	奈良	葛城	桜井	大淀	計
令和2年3月31日現在	343	241	114	126	824
新入会員数	10	0	2	1	13
退会会員数	13	8	2	2	25
令和3年3月31日現在	340	233	114	125	812

＊支部間移動については、新入会員数・退会会員数に計上している。

また、当協会は、労働災害防止を公益目的として、事業計画に基づいて事業を実施した。

1. 公益目的事業

本事業は、労働災害の未然防止を図る為に、労働災害防止に関する資格付与事業、普及啓発事業等を行い、働く人の労働安全衛生・健康保持増進を図り、労働基準法等関係法令の普及啓発、労働条件の確保・改善、労働福祉の増進と快適な労働環境の促進、産業の健全な発展と働き方改革の推進に寄与すること等とする公益目的の達成のために実施した。

(1) 労働災害防止対策・健康保持増進対策の推進

各種技能講習、特別教育、講習会等

労働安全衛生法所定の資格付与・特別教育のほか安全衛生水準の改善と向上を促進するため、経営幹部から新任実務担当者に至るまでを対象に講習会を実施した。(別表参照)

(ア)資格付与

(イ)特別教育

(ウ)講習会・研修会等

㊦ 経営者・管理者等労務管理セミナー

経営者、総務・人事・安全衛生管理者等を対象に、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた「働き方改革に伴う労務管理の在り方」及び「労災保険の適用関係」並びに「パワーハラスメント防止のための事業主の措置義務」についてセミナーを開催した。

○ 会場等

開催日時 令和2年6月24日(水)午後1時～午後5時

場 所 奈良県電気工事工業協同組合内 技能講習会場

受講者 20名

参加費 3,000円

○ 内容

① 「働き方改革に伴う労働時間等労務管理の在り方について」

～新型コロナウイルス感染症の発生及び拡大による影響を踏まえた
中小企業等への対応を含めて～

② 「労働者災害補償保険の適用について」

～新型コロナウイルス感染症が労災保険の適用対象となる為には～

③ 「パワーハラスメント防止対策が事業主に義務づけられたことについて」

～事業主の措置義務～

④ 衛生管理者・衛生管理担当者及び労務管理者研修会

安全衛生水準の向上を図り、労働災害のない健康・安全で快適な職場環境作りを目的に研修会を開催した。

○ 会場等

開催日時 令和2年10月5日(月)午後1時30分～午後5時

場 所 ホテル リガーレ春日野 「畝傍」の間

受 講 者 19名

参 加 費 3,500円

○ 内 容

① 「労働衛生行政の動向について」

② 「喫煙防止対策について」

③ 「パワハラにならない叱り方」

㊦ 労務・安全衛生管理連続講座 「初めて学ぶ労働基準法」

初心者、企業経営者、管理監督者、労務担当者等を対象に、「労働基準法の基礎」と「労働基準法違反被疑事件」について学ぶ講習を開催した。

○ 会場等

開催日時 令和3年1月13日(水)午後1時20分～午後4時40分

場 所 (株)奈良新聞社3階ホール

受 講 者 12名

参 加 費 3,000円

○ 内 容

① 「労働基準法違反と申告・司法事件」

② 「労働基準法の基礎」

㊧ 労務・安全衛生管理連続講座 「時間外労働の上限規制」と「年次有給休暇」

平成31年から改正法が施行され、本年4月1日より中小事業主にも全面適用となる時間外労働の上限規制と、労務管理上必要な種々の年次有給休暇について学ぶ講習を実施した。

○ 会場等

開催日時 令和3年2月24日(水)午後1時30分～午後4時30分

場 所 (株)奈良新聞社3階ホール

受 講 者 9 名

参 加 費 3,000円

○ 内 容

① 「労働基準法違反と申告・司法事件」

② 「時間外労働の上限規制・年次有給休暇」

㊨ 全国労働衛生週間実施事項等講習会

奈良県内における産業界の労働衛生意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じて労働者の健康確保と労働災害の防止を図るために開催した。

㊦ 製造業等におけるフルハーネス型墜落制止用器具使用特別教育

労働安全衛生規則により平成31年2月1日からフルハーネス型墜落制止用器具と名称が変更され、原則としてその着用が必要となり、墜落の危険がある作業のうち特に危険性の高い高さ2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合には墜落制止用器具の使用と特別教育が必要となることから、労働災害防止を公益目的とする当協会として、労働安全衛生規則第36条、特別教育規定第24条に基づき特別教育を令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、下記内容の通り実施した。

開催回数 13回

受講者数 315名

参加費 実費(資料代等を含む)

○ 内容

① 墜落制止用器具(フルハーネス型)に関する知識

- ㊦ 墜落制止用器具のフルハーネス型及びランヤードの種類及び構造
- ㊧ 墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法
- ㊨ 墜落制止用器具のランヤードの取り付け設備等への取り付け方法及び選定方法
- ㊩ 墜落制止用器具の点検及び整備の方法
- ㊪ 墜落制止用器具の関連器具の使用方法

② 労働災害の防止に関する知識

- ㊦ 墜落による労働災害の防止のための措置
- ㊧ 落下物による危険防止のための措置
- ㊨ 感電防止のための措置
- ㊩ 保護帽の使用方法及び保守点検の方法
- ㊪ 事故発生時の措置
- ㊫ その他作業に伴う災害及びその防止方法

③ 関係法令

㊦ 外国人技能実習制度関係者養成講習

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に基づき技能実習制度をこれまで以上に適正かつ円滑に運営する観点から実施した。

講習内容等	① 監理責任者等講習	8月24日	9名受講
	② 技能実習責任者講習	8月25日	9名受講
	③ 技能実習指導員講習	8月26日	7名受講
	④ 生活指導員講習	8月27日	6名受講

⑦ 作業環境測定実施促進対策

様々な機会を活用し、法定の作業環境測定実施の促進を図った。

(2) 普及啓発事業

労働災害の未然防止に資するために、労働安全衛生法・労働基準法等関係法令、労働条件確保・改善等に関する普及啓発事業を行った。

(ア)第13次労働災害防止計画の周知活動 通年

(イ)ゼロ災全員参加運動 通年

労働災害をゼロにするため、経営者、管理監督者、第一線で働く人々等が、各々の立場、持ち場で労働災害防止活動に参加し、衆知を集めて問題を解決する明るく生き生きとした職場風土を作ることを目的として、令和2年度も本運動を推進、啓蒙、啓発に努めた。

(ウ)中央労働災害防止協会の年間スローガン「健康安全 意識を高め 目指せゼロ災 金メダル」の周知・広報 通年

(エ)第31回3カ月無災害運動

奈良労働局・管下各労働基準監督署の主唱により本運動を展開した。当協会には781事業場の申し込みがあり、運動終了後、656事業場(84%)より無災害達成の申請があり、無災害達成証を交付した。

(オ)全国安全週間及び準備月間行事 6月1日～7月7日

人命尊重という崇高な基本理念の下、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進すると共に、広く一般の安全意識の高揚と安全の定着を図るために実施。

(カ)全国労働衛生週間及び準備月間行事 9月1日～10月7日

奈良県内における労働衛生の意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動の定着を通じて労働者の健康確保と労働災害防止を図る為に実施。

(キ)全国産業安全衛生大会

新型コロナウイルス感染症の為、中止となった。

(ク) 奈良県産業安全衛生大会

新型コロナウイルス感染症の為、中止となった。

(ケ) 健康診断実施促進運動

通年

事業場の法定健康診断実施促進の為、あらゆる機会を活用し、周知・啓発を図った。

(コ) 受動喫煙のない職場の実現

通年

(サ) 第50回年末年始無災害運動

令和2年12月1日～令和3年1月15日

年末年始に多発傾向にある労働災害、交通労働災害、火災などの災害防止の為「しっかり確認 ゆっくり休息 しっかり準備 年末年始無災害」をスローガンに、本運動の普及・啓発に努めた。

(3) 機関誌の発行事業

機関誌「奈良労基」を毎月1回発行。令和2年4月1日～令和3年3月末までに11,000部発行した。

(4) 安全・衛生表彰事業

労働災害の未然防止と、労働者の福祉の増進及び快適な労働環境の促進を図ることにより、奈良県下の産業発展に寄与することを目的に、県内の安全衛生水準の向上に努力し、安全衛生成績等の進歩のあとが顕著である四事業場に対して「事業場賞」の、永年地域の労働安全衛生水準の向上に功労のあった四個人に対して「個人賞」の、会長表彰を行った。

(5) 相談・助言事業

労働安全衛生法及び、労働基準法等の労働者保護法令等に係る相談に応ずると共に、助言を行った。又、当協会での対応不能な事案については、労働局・署等関係行政機関に紹介する事業を行った。

2. その他の事業

(1) 労働災害防止団体等の事務代行事業を行った。

(2) 労働安全衛生用品の斡旋事業を行った。

(3) その他労働災害防止に関連する事業(労働災害総合保険の斡旋等)を行った。